

この申請書は、本邦の法律に基づき作成し、貸主及び借主が捺印の上、各自1通を提出する。

令和 5 年 8 月 17 日

貸主	[Redacted]	TEL	[Redacted]
住所	[Redacted]		
氏名	[Redacted]	TEL	[Redacted]
住所	[Redacted]		
氏名	[Redacted]	TEL	[Redacted]
住所	[Redacted]		

A	B
[Redacted]	高砂又は名称
[Redacted]	代表者の氏名
[Redacted]	主たる事務所 所在地（〒）
[Redacted]	定款証番号
[Redacted]	設立年月日
[Redacted]	代表者
[Redacted]	知事番号
[Redacted]	50に該当する 事務所名
[Redacted]	事務所所在地 TEL

※貸主及び借主が定められている事項を記入してください。

契約条項

(契約の締結)

第1条 甲は(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件を賃貸する(以下「賃貸」という。)と、乙は、居住を目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結する。

(契約期間)

第2条 本契約期間は、頭書(2)に記載のとおりとする。
2 甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(3)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
2 甲及び乙は、本契約の履行に必要となる賃料を協議の上、賃料を改定することができる。
乙又は借主は、物件に対する借主その他の負担の増減により、賃料が不当となった場合、
土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経費事項の変動により、賃料が不当となった場合、
近隣類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不当となった場合、
3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、その月の日数分で日割計算した額とする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(3)の記載に従い甲に支払うものとする。
2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、その月の日数分で日割計算した額とする。

(借主の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2 乙は、電気・ガス・水道・その他共用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(3)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料・共益費その他の債務と相殺をすることができない。
3 賃料が滞り続いた場合、乙は、頭書(3)に記載する月賃相当分の新賃料額と旧賃料額の差額を、敷金に充てるものとする。
4 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から控除しなお残額がある場合には、本契約の明渡し後、遅延なく、その残額を無利息で乙に返還しなければならない。
5 前項の控除により乙の債務額を差引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(禁止又は制限される行為)

第7条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は転貸する(以下「転貸」という。)してはならない。
2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改定若しくは破壊若しくは本物件の用途における工作物の設置を行ってはならない。
3 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

1990年10月10日

- 二 甲は、前項の規定に違反した事実を知り、一 該義務違反により本契約を解除することが出来る旨を通知したとき、又は本契約を解除することが出来る旨を通知したとき、本契約を解除することができる。
 - 三 本物件を居住の居居に使用したとき。
 - 四 本物件のいづれかの用途に違反したとき。
 - 五 入居時に、乙が承諾書に記入した事項に重大な虚偽があることが判明したとき。
 - 六 甲が他の乙が本契約の本件項に違反したとき。
- 三 乙がその条のいずれかに該当するときは、前項に定める「本契約を拒絶することが出発点であると認められるに至った」とみなす。
- 一 乙が他の乙が、暴力団員である旨を知らず、そのことを知って契約をしたことが判明したとき。
 - 二 乙が、本物件を暴力団事務所として使用したとき。
 - 三 乙が、本物件の共用部分に反復継続して暴力団員を出入りさせたとき。
 - 四 乙が、本物件、共用部分その他の建築物の周辺において、暴力団員であるとの威力を背景に、執事が過度に暴行し、第三者に不利益、不快感、迷惑を及ぼしたとき。
 - 五 乙が、第五項第五項第六項又は第七項の規定に違反したとき。
 - 六 乙が暴力団以外の組織、暴力団員を行う組織その他の反社会的と認められる組織、団体等の一員として前項に該当した場合その他前各号に準する事象が生じたとき。

(乙からの解約)

- 第11条 乙は、甲に対して1ヶ月前までに解約の申込みを行うことにより、本契約を終了することができる。
- 二 前項の規定にかかわらず、乙は解約申込みの日から1ヶ月間の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申込みの日から起算して1ヶ月を経過する日までの間、臨時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第12条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約を終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 二 乙は、第10条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
 - 三 乙は、明渡しの日、貸料を受け取った本物件の返金に際して、領収した額は甲に引き渡さなければならない。
 - 四 本契約終了時に本物件等内に残存された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情がある時は、乙がその時点でこれを放棄したものとなり、甲はこれを必要範囲で任意に処分し、その処分した費用を乙に請求することができる。
 - 五 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。
 - 六 甲及び乙は、前項に基づいて乙が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。
 - 七 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は前項に定める日の翌日から起算し、完了の日までの間の賃料の併償に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

- 第13条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 二 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
 - 三 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
 - 四 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに入るときは、その旨を乙に通知しなければならない。

第14条 明は次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を審判官に報告し、審判官は直ちにその旨を報告する。

資料解法と求法の真実

題辭(5)に記載した管理職等へ送付。

（乙）の通知表紙

第15條 乙又は連署保證人は、前条の二に規定する責任を負ふ。

253.

1ヶ月以上の不在又は月に不在であること

二 報告(4)に記載する入場者(出生を認む)を追跡するに

二 預審(4)に懸念する人物者(世に有名、
三 嫌疑は前人の住所、氏名、職業の虚偽性、その他の要項、

は、被害者本人の死亡又は解部

(五) 领导机关

第16条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払に遅滞したときは、年（365日あたり）
損益率を支拂ふものとす。

(證人保證人)

(通稱保證人)

第10条 連擔保貸付人、右之債務を同一保証物として担保する動産を質押し又は質入する。

(免費)

(免費) 地震、火災、洪水等災害。當發生此類不可預測之事件，如：暴風、水浸、旱災、山崩、火警、意外、偷竊及恐怖襲擊等時，本公司將根據保險合約條款，向保戶賠償損失。

(信譽)

第19条 伊達氏は、本邦の憲法に定められた、権利及び自由の範囲内において、
他の法令及び慣行に従い、訴訟から訴追訴訟、刑罰を受ける。

(含豆豉33克/4所)

第20条 本契約に起因する紛争は、訴訟を要せず、訴訟外に、本邦及び外国の任意の第三者（以下「調停人」という。）の調停による第一審最終調停とする。

(更新に関する事項及び特約事項)

第21条 原則に關する事項及び特許事項については、本館に於て記載する。

さくらコーポ賃貸借契約書

借主

(以下甲とする)と貸主 [REDACTED] (以下乙

とする)にて、鶴川市長沼 1747-2 さくらコーポ 206 号室の賃貸借契約を行うこととする。

1 ヶ月の賃料は 40,000 円とし、甲は前家賃として前月の 28 日まで
に乙指定口座([REDACTED] 名義人名
[REDACTED])に振り込むこととする。

賃料の遅延があった場合は下記の保証人が支払うこととする。

この契約書 3 通を作成し甲乙保証人それぞれが署名し 1 通ずつ保管
することとする。

借主

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

借主保証人

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

貸主

住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

さくらコーポ賃貸借契約書

借主 (以下甲とする) と貸主 [REDACTED] (以下乙とする) にて、鴨川市貝渚 1747-2 さくらコーポ 208 号室の賃貸借契約を行うこととする。

1 ヶ月の賃料は 40,000 円とし、甲は前家賃として前月の 28 日までに乙指定口座 [REDACTED] 名義人名 [REDACTED] に振り込むこととする。

賃料の遅延があった場合は下記の保証人が支払うこととする。

この契約書 3 通を作成し甲乙保証人それぞれが署名し 1 通ずつ保管することとする。

借主 住所

氏名

借主保証人 住所

氏名

貸主 住所

氏名